

岡山市バリアフリー基本計画の理念と方針

3.1 基本理念

3.2 基本方針

3.3 役割分担

第3章 岡山市バリアフリー基本計画の理念と方針

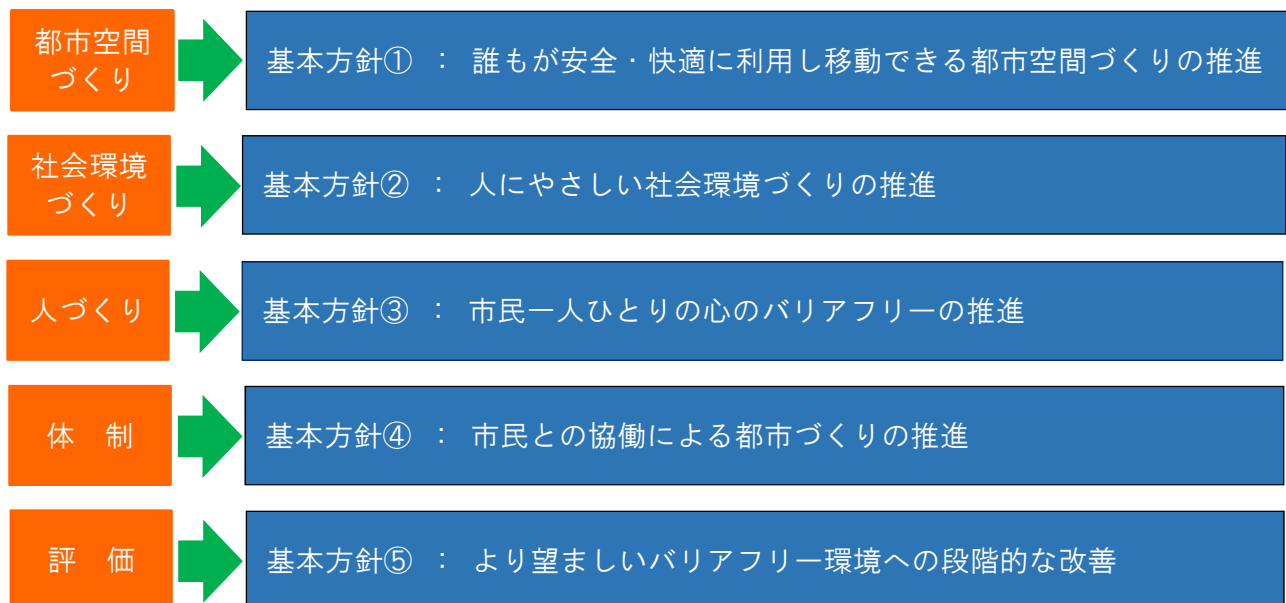
3.1 基本理念

誰もが安全・快適に暮らせる
ユニバーサルデザイン・共生のまちづくり

岡山市は、豊かな自然環境に恵まれ、安全・安心で快適な生活環境と質の高い都市機能のどちらも享受できる「暮らしやすいまち」として発展してきておりますが、市内には性別、年齢などの異なる様々な人が暮らしており、その中には、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人など日常生活に何らかの不便さや不自由さを抱える人が存在していると考えられます。岡山市がこれまで培ってきた「暮らしやすさ」に一層磨きをかけ、真に豊かな街を形成していくことが必要であるとの認識のもと、「誰もが安全・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、障害の有無や年齢、言語の違い等にかかわらず、あらゆる人が安心・快適に暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

3.2 基本方針

基本理念の実現に向けては、「都市空間づくり」「社会環境づくり」「人づくり」「体制」「評価」の5つの柱を軸として、それぞれ基本方針を定め、バリアフリーの取組を展開していきます。



①誰もが安全・快適に利用し移動できる都市空間づくりの推進

不特定多数の人が利用する施設や公共交通、それらを結ぶ経路の一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが安全・快適に移動し、施設を利用できる都市空間づくりを進めます。

②人にやさしい社会環境づくりの推進

すべての人々が何の制約やストレスのない状態で日常生活や社会活動を行えるよう、誰もが必要な情報を得て、快適にコミュニケーションができ、適切なサービスを受けることのできる環境づくりを進めます。

③市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

すべての人が平等に参加できる社会や環境について考え行動する「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリー化を推進する基盤となる市民一人ひとりのバリアフリーの意識の浸透を図ります。

④市民との協働による都市づくりの推進

構想・計画段階からの市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組みます。

⑤より望ましいバリアフリー環境への段階的な改善

概ね5年ごとに評価・検証を行いスパイラルアップを図ります。また、重要度等を勘案し移動等円滑化促進地区の新規設定や重点整備地区への移行による効率的なバリアフリー化を進めます。

3.3 役割分担

以上の基本方針に基づき、様々な取組を推進する上で、市民、事業者（施設管理者）、岡山市の3者が目標を共有し、それぞれに期待される役割を理解して、主体的に取り組んでいくことが求められます。また、各主体が相互に連携し、総合的に取組を展開していくことが重要です。

市民に期待される役割

バリアフリーの考え方を理解し、モラルを高め、お互いに思いやる気持ちや助けあう心を持ち、より良い地域社会の実現に向けて実践していくことが期待されます。

- ◆高齢者、障害者等の支援や協力
- ◆施設（トイレやエレベーター等）の適正な利用 等

<バリアフリー法> 国民の責務

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

事業者（施設管理者）に期待される役割

管理している施設や提供している「もの」、「サービス」へのバリアフリーの考え方の積極的な導入や、利用者への情報提供を行っていくことが期待されます。

- ◆施設・設備のバリアフリー化（ハード）
- ◆利用者支援や適切な情報提供（ソフト）
- ◆施設の適正な利用に関する利用者への周知・啓発 等

<バリアフリー法> 施設管理者等の責務

施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

岡山市の役割

市民、事業者（施設管理者）等との連携を図り、バリアフリーの推進に向けた体制の確立と総合的な施策の展開を進めます。また、市民、事業者に対し、バリアフリーの促進に向けた普及・啓発、情報発信に取り組みます。

- ◆バリアフリー化の推進体制の確立
- ◆バリアフリー化事業の進捗管理・評価
- ◆バリアフリー化の促進に向けた普及・啓発、情報発信 等

<バリアフリー法> 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策（教育活動、広報活動等）を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める等）に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。